

〈12月〉一般質問 地域医療、災害への備え 市長等の退職手当について

地域医療について

鈴鹿市の今後を考えると、地域医療体制をどう考え、どのようにつくっていくかが重要です。今回は、昨秋に行政視察した延岡市の取り組みを参考にし、一般質問を行いました。

延岡市を参考に

延岡市では、行政と市民、地元経済界が一体になって、地域医療を核とした地域づくりを政策に取り入れています。宮崎県北の地域医療を守る会の活動との連携、県立延岡高校へのメディカルサイエンス科の設置、医療産業を集積するメディカルタウン構想、地域医療対策室の設



置などを通じて、昨年には地域医療を守る条例の制定もしています。このような取り組みを鈴鹿でも行うべきと考え質問をしました。

鈴鹿での取り組みは

論点は、20年3月議会での私の関連質問以降の市の取り組みについて、神戸高校で延岡と同様の取り組みはできないか、条例の制定についてなどです。答弁では、大きな流れとして、市として取り組みを考えている。神戸高校については、教育委員会を通じて県に要望し、条件がそろえば学科変更は可能。条例制定は今のところ考えていないとの答弁が出ました。しかし、市長が変わることになり、不透明な部分が出てきています。議会の側から、地域医療体制の構築について政策提案すると同時に、チェックをしたいと思っています。

災害への取り組み

今回は、災害の中でも火災災害にポイントを置き、消防ホース整備から地域防災についての考えを中心に質問しました。

ホースから考える

ホースをそのまま再整備するとなると、その数や金額的な面から考えて大きな負担になります。これを機に地域での火災災害への備えについて、大規模災害の場面なども想定しながら、どのような設備や資材の整備のあり方がよいのか、同じコストであればより効果のある火災への備えはどのようなものかなどを、地域と協議しながら、市として体系的な取り組みを考えるべきではと問いました。

年次計画で取り組む

ホースの再整備などを含め、地域とつながり防災への取り組みをしつかりするという答弁でしたので、質問の目的は一定達したかと思えます。しかし、地域での取り組みは、やはりまず

その地域住民の方々の動きが大切です。ぜひ、身近な取り組みに関心をお持ちください。

退職手当について

市長等の退職手当について、この時勢、やはり見直しをするべきと思い、市長の考えを聞くということで質問しました。

市長の退職手当について、平成23年度予算で、月給×1年あたり100分の450×4年で約1900万円が計上される予定で、これについて、他市と比較しても低く、特別職報酬等審議会の意見の上であるので、妥当であると考えるところという答弁が出ました。

私は妥当と考えられなかった中で、一般職の退職手当と同じく、1年あたり100分の100で計算してはどうか、それに実績に応じて上乘せを考えるなどもあるのではと問いましたが、反応はいまひとつでした。この点については、次の市長選の中での論点として、どのように浮かび上がるのかを注目するところです。

活動報告 これからの議会を考えよう 市民と議会の条例づくり交流会議in東海 もっと使おう！議会を

11月27日に刈谷市で開かれた「市民と議会の条例づくり交流会議in東海」に、実行委員の一人として打ち合わせ段階から参加し、全体会を担当しました。当日は多くの東海圏議員や市民と、遠くは旭川市からの参加もあり、この地域ではじめての企画は成功に終わりました。

住民視点での議会改革点から線、線から面へ

全体会では江藤俊昭山梨学院大学教授から「民主主義のイロハのイ」と題する講演のあと、臼井淳瀬戸市議と私からの質問に答える形で、地方議会の必要性をお話し頂きました。

先生からは、議会改革が大きいく動く段階に来ているのではないかとという提起、住民目線での議会改革が必要であること、このような動きが点から線、線から面と広がり、日本全体へと波及することが大切ではないかと



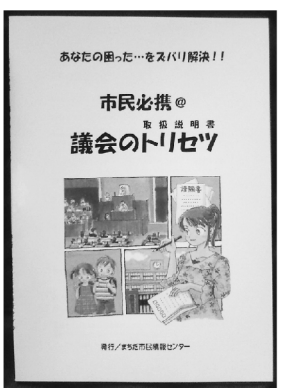
江藤教授への質問、質問は臼井氏、写真左が私です。入口の議論になるように配慮しながらの進行でした。

市民が作る「議会のトリセツ」

全体会後の第1分科会で取り上げられた町田市の市民活動から作られた「議会のトリセツ」

鈴鹿市議会も変わるべきです

この2年ほど議会改革の勉強会に多く参加して実感することは、鈴鹿市議会も市民とのつながりを重視した開かれた議会に変わるべきだということです。そのためにも、議会改革の動きから市民とつながるような意識改革を、議会内で他の議員に投げかけていきます。



は、市民の側からの市政への参加意識向上という点、市民と議会がどのようなつながりになるかを考える上で非常に参考になるものでした。

農林水産業を考える議員の会での活動から

農林水産業を考える議員の会からの発議で、3月議会の初日に「すずかの地産地消推進条例」が上程される予定です。以下の条例は、現時点での条例案です。1月14日の市議会全員協議会で議題に上がります。解説付きものが私のホームページに掲載していますので、条例案にご意見のある方は、メールなどで私、または議会事務局にご連絡ください。

「すずかの地産地消推進条例（案）」

前文（省略）

（目的）

第1条 この条例は、鈴鹿市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところとします。

- （1）市民 鈴鹿市に暮らす人のほか、鈴鹿市にかかわるすべての個人をいいます。
- （2）農林水産物等 農産物、畜産物、林産物及び水揚げされた水産物並びにこれらを加工した食品をいいます。
- （3）地産地消 身近な地域で生産された農林水産物等を市内で消費することをいいます。
- （4）食育 豊かな人間性を育み、生きる力、食に関する知識及び食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。
- （5）生産者 市内で農林水産物等（加工した食品を除く。第5条において同じ。）を生産する者をいいます。
- （6）消費者 市内で農林水産物等を消費する者をいいます。
- （7）事業者 市内で食品の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供を業として行う者をいいます。

（基本理念）

第3条 生産者、消費者、事業者及び市は、本市の農林水産物等及び食の安全性等に関する情報を積極的に交換し、相互に協力しながら地産地消を推進するものとし

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、生産者、消費者及び事業者と連携し、地産地消の推進に関する施策を実施するものとし

（生産者の役割）

第5条 生産者は、自ら生産する農林水産物等が市民の健康を支えていることを認識し、農林水産物等の安全性の確保を図り、適切な情報の提供に努めます。

（消費者の役割）

第6条 消費者は、農林水産物等の生産、流通、消費等に関心を持ち、身近な地域で生産された農林水産物等を食生活に積極的に取り入れるよう努めます。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、安全で新鮮な身近な地域の農林水産物等を積極的に取り扱い、生産者と消費者をつなぐ役割を認識して地産地消の推進に努めます。

（食育との整合）

第8条 市は、地産地消の推進に当たっては、食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育に関する基本的施策と整合を図りながら、効果的に実施するものとし

（推進計画）

第9条 市は、地産地消を計画的に推進するため、地産地消推進計画を策定するものとし

（推進体制）

第10条 市は、地産地消を推進するために生産者、消費者、事業者、関係行政機関の職員等で構成する推進体制の整備を行うものとし

（財政支援）

第11条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の支援に努めます。

（見直し）

第12条 この条例は、施行後4年を超えない期間ごとに、必要な場合は見直すこととし